

一般社団法人東京農工大学同窓会 同好会に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般社団法人東京農工大学同窓会 運営委員会に関する規程第8条十一号 に基づき、同好会に関して必要な事項について定める。

(同好会登録基準)

第2条 同好会は、活動内容の類似した会員又は同好の会員20人以上で構成された集団でなければならない。なお、この同好会の会員が参加できるのは2同好会までとする。

(同好会登録申請)

第3条 同好会として登録を希望する団体は、別紙1・2の「同好会登録申請書」を運営委員会に提出しなければならない。

(同好会登録承認)

第4条 同好会の登録の承認は、運営委員会の審議を経て理事長が行ない理事会に報告する。

(活動費・活動報告等)

第5条 同好会の活動費の申請及び活動報告等は、一般社団法人 東京農工大学同窓会運営補助に関する規程第2条第1～2項による。

(同好会の廃止)

第6条 同好会から前条の活動報告が2年以上ない場合は、理事長の承認を経て廃止し、理事会に報告する。

(細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、運営委員会の審議を経て理事長が行い、理事会に報告する。

(事 務)

第8条 同好会との連絡に関する事務は、事務局において処理する。

附 則

この細則は、平成30年11月10日施行、平成30年10月1日より適用する。